

2 監 査 第 80 号
令 和 2 年 8 月 25 日

請求人（略）

愛知県監査委員 篠 田 信 示

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 伊 藤 辰 夫

同 石 井 芳 樹

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
（通知）

令和2年6月29日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい
う。）に係る監査の結果は、別紙のとおりです。

別紙 本件住民監査請求に係る監査の結果

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和2年6月29日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書並びに同年8月3日付けで提出された陳述書及び事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 請求の対象となる職員又は機関

教育委員会の職員、10人前後。もしかしたら、旅行命令しているかもしれないが、近くなので旅行命令もしていないかもしれない。

2 請求の対象となる財務会計行為

令和2年3月18日午前11時から午後0時30分まで、名古屋地方裁判所の第1103号法廷にて。委任弁護士がおり、教育委員会の職員10人前後が名古屋地方裁判所傍聴席で上記日時に職務をしていないのに、給与及び時間外勤務手当を受けている。

3 上記の行為が違法・不当である理由

- (1) 教育委員会の職員が、勤務時間内に仕事をサボっている。そして、その時間で処理できた仕事を勤務時間外に行い、時間外勤務手当を貰っている。教育委員会の職員は、時間外勤務手当を不正に受給するために、常日頃から職務時間中は仕事をさぼっている。
- (2) 委任弁護士を雇っているのだから、職員は傍聴席で何もすることがないのは明白である。愛知県職員が名古屋地方裁判所に来る必要は、全くない。
- (3) 委任弁護士料金と愛知県職員給与及び時間外勤務手当の二重支払である。
- (4) 訴訟代理人として愛知県職員が11人以上指定されているので（訴訟は5件だが同じ職員が訴訟代理人となっている。）、こんなに暇なら、弁護士委任せずに愛知県職員が訴訟事務をすればよい。

4 請求する措置

愛知県職員は傍聴席で何もすることがないのは明白であるので、裁判所に来る必要はなかった。給与と時間外勤務手当の返還を求める。

また、以降は、委任弁護士を解約し、愛知県職員が訴訟事務を行えばよい。

第2 要件審査

監査の実施に当たり、本件住民監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合しているかどうかについて審査を行ったが、その結果は次のとおりである。

請求人の主張のうち、教育委員会の職員の時間外勤務手当の不正受給に関する部分は、これを証する書面の提出がなく、法第242条第1項の要件に適合して

いない。

よって、本件住民監査請求における時間外勤務手当の返還に関する部分については、不適法な請求であると判断し、その余の部分は、法第242条の要件に適合していると認められるので、適法な請求であると判断した。

第3 監査の実施

前記要件審査の結果を踏まえ、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

教育委員会の職員が名古屋地方裁判所で行われた口頭弁論手続に出頭した際の給与

2 監査対象機関

教育委員会事務局管理部総務課（以下「総務課」という。）及び同部教職員課（以下「教職員課」という。）

第4 監査結果

1 認定した事実

(1) 関係法令等の定め

法第204条第1項において、普通地方公共団体は、委員会の事務を補助する常勤の職員に対し、給料を支給しなければならないと規定している。

そして、職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）第3条において、職員には、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和42年愛知県条例第4号）第3条に規定する勤務時間（正規の勤務時間）による勤務に対して給料を支給すると規定している。また、職員の給与に関する条例第29条第1項において、職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは給与の減額をする旨を規定している。

なお、教育委員会事務局に属する職員の勤務時間は、愛知県教育委員会事務局等職員服務規程（昭和39年愛知県教育委員会訓令第1号）第10条第1項において、午前8時45分から午後5時30分まで（正午から午後1時までは休憩時間）とすると規定している。

(2) 名古屋地方裁判所における口頭弁論手続

令和2年3月18日午前11時から正午過ぎまで名古屋地方裁判所第1103号法廷において、愛知県（教育委員会）を被告とする事件5件の口頭弁論手続が順次開催された。その法廷には、被告側からは、訴訟代理人弁護士2名のほか、いずれかの事件の指定代理人となっている職員A、職員B、職員C、職員D、職員E及び職員F（以下「職員A～F」という。）が出頭した。

なお、これらの事件は、原告の非違行為の存否を内容とする事件、原告に

対する人事評価、補職の適否を内容とする事件などであった。

(3) 職員の従事業務と訴訟手続との関係

職員Aは原告の服務に関する事務を所掌する総務課行政グループの班長、職員Bは同グループの班員、職員Cは原告の人事評価や職の発令に関する事務を所掌する総務課人事グループの班長、職員Dは争訟事務を所掌する教職員課法務グループの班長、職員E及び職員Fは同グループの班員であり、上記訴訟事件の内容と関わりがあることから、前述のとおり指定代理人として関係事件の口頭弁論手続に出頭し、口頭弁論手続終了後には、訴訟代理人弁護士と打合せを行っていた。

(4) 旅行命令

職員A～Fは、いずれも旅行命令によって、令和2年3月18日に名古屋地方裁判所に出張することが命じられていた。また、帰庁した後、口頭で復命するとともに、当該口頭弁論手続に関する報告書が作成されていた。

2 判断

以上の認定した事実に基づき、請求人の主張を踏まえ判断する。

請求人の請求の骨子は、「口頭弁論手続において、教育委員会が訴訟代理人弁護士を選任しているにもかかわらず、多数名の職員が指定代理人として単に傍聴していたことを勤務とするのは不当であり、その該当時間に係る給与を減額・返還することが求められるべきである。今後は、訴訟代理人弁護士を解任し、職員が指定代理人として訴訟追行すればよい。」と整理できる。

この点、訴訟事件の追行に当たり、教育委員会が職員から指定代理人を選任するほか、訴訟代理人弁護士を選任するか否かについては、教育委員会の裁量に委ねられているものであって、特段の事情がない限り、これを監査の対象とすることはできない。

また、当該口頭弁論手続について、職員A～Fは、旅行命令に従い適正な手続に基づき出頭しており、いずれの職員も正規の勤務時間中に勤務していたと認められることから、給与の減額・返還を求める余地はない。

ところで、請求人は、職員A～Fが口頭弁論手続を単に傍聴していたと主張しているものの、指定代理人である職員A～Fが法廷内の当事者席あるいは傍聴席のいずれに着席していたか、また、発言があったか否かにかかわらず、口頭弁論手続への出頭は、指定代理人としての訴訟行為であったと言わざるを得ず、請求人の主張は失当である。

なお、請求人の主張の根底には、口頭弁論手続を訴訟代理人弁護士が受任しているにもかかわらず、職員A～Fの多数名が当該口頭弁論手続に参加するのは不当であるとの思いがうかがわれる。

この点、当該口頭弁論手続は、5件という多数の訴訟事件に関するものであ

り、その事件内容は、非違行為の存否、人事評価、補職の適否等と多面に及んでおり、それらの担当部署による訴訟準備等が必要であると認められることから、指定代理人である職員A～Fの当該口頭弁論手続への出頭を不当とまではいえない。

また、訴訟代理人弁護士の解任及びこれに代わる職員A～Fの訴訟追行に関する考えは、いずれも請求人の独自の見解であって、これを認めることはできない。

第5 結論

以上述べたとおり、請求人の請求は、いずれも理由がないものと認められるので、本件住民監査請求を棄却する。